

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和5年12月12日(火)			
会議時間	開会	午後3時00分	閉会	午後4時6分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	なし			
参考人	私学助成をすすめる岩手の会 千葉宏文			
本日の会議に 付した事件	請願審査 請願第2号 私学教育を充実・発展させるための請願			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和5年12月12日

(午後3時00分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

議事に入ります。

請願第2号、私学教育を充実・発展させるための請願を議題とします。

お諮りいたします。

請願第2号を審査するに当たり、請願者である私学助成をすすめる岩手の会から、千葉宏文さんを参考人として出席を求めることとしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、直ちに出席を求めることといたします。

暫時休憩します。

(休憩 15:01~15:02)

委員長 : 再開します。

本日の進め方を説明いたします。

12月5日の委員会で、紹介議員から請願趣旨の説明は終わっておりますので、早速、参考人に対する質疑を行います。

初めに、参考人、簡単に自己紹介と、請願の説明をお願いいたします。

参考人 : 一関学院高等学校の千葉宏文と申します。

毎年この私学教育を充実・発展させるための請願について、審議いただきまして、大変ありがとうございます。

請願事項につきましては、前に提出してある書面のとおりですので、特にここで説明ということはありませんけれども、よろしく審議のほどお願いしたいと思います。

まず、一関修紅高等学校と一関学院高等学校の生徒数についてですが、一関学院高等学校の3年間の生徒数の推移ですが、5月1日が生徒数の基準日になっておりますので、その5月1日の生徒数であります。

一関学院高等学校については、令和3年が372人、令和4年が358人、令和5年が361

人となっております。

一関修紅高等学校については、令和3年が407人、令和4年が387人、令和5年が416人ということで、それぞれクラス数については、一関修紅高等学校は5クラス、一関学院高等学校は4クラスという構成となっております。

それから、家計を支え、学費を負担するためにアルバイトをせざるを得ず、学業や部活動に専念できない生徒もなくなりませんということで、実際にそういう理由でアルバイトを行っている生徒は何人ぐらいかということに対しては、実際、一関学院高等学校と、一関修紅高等学校のアルバイトの許可事情が違うので、それに該当するのがはっきりとは出ませんけれども、一関学院高等学校の場合は、原則として禁止ということにしております。

ただし、経済的に苦しいという場合については、面談をして許可という流れになっていきますので、そういう部分で、一関学院高等学校のほうは13人、そういう生徒がいます。

生徒は先ほども申しましたけれども、経済的に苦しいということでの許可ですので、実際にその中でクラブ活動をしている生徒は2名ほどです。

それ以外については、クラブ活動をしないでアルバイトをしております。

その生徒については、大体父子家庭、母子家庭です。

そういう部分で経済的に苦しいと。

また母親の給与が減額になったのでアルバイトをしなければいけないという事情の生徒がおります。

一関修紅高等学校の場合は、許可制ということになっているので、申請があれば許可という流れですので、現在112名ということでありました。

ですので、一関修紅高等学校の場合は申請があればということなので、実際に学業に専念できないという生徒もいると思いますけれども、具体的な数というのは、なかなかつかめないという状況であります。

あとは1年生から3年生までのクラスの人数ということですが、それぞれ、先ほど申しました一関学院高等学校の場合は各学年4クラス、一関修紅高等学校の場合は各学年5クラスなので、それぞれ特進コースとかビジネスコースとかそういうコースがあるので、各コースによって人数のばらつきはあります。

そういう状況であります。

事前にいただいた質問項目についてはそのような回答になります。

委員長：ありがとうございます。

参考人への質疑に入りますが、質疑、答弁の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

また、参考人は委員に対し質疑をすることができませんので、あらかじめ御了承願います。

これより質疑に入ります。

菅原委員。

菅原委員：それでは私から、3点質疑させていただきます。

まずは、各クラス数と人数ですが、全部で一関学院高等学校が12クラス、それから一関修紅高等学校が大体15クラスで間違いないですか。

人数のばらつきがあるということなのですが、その定員というのは大体何人になっているのでしょうか。

各クラスの定員ということをちょっと教えていただきたいと思います。

2つ目が、アルバイトをしているお子さん方ですが、一関学院高等学校では原則禁止と。

特段の理由があれば面談して許可ということなのですが、原則禁止ということの理由を教えてください。

3つ目に、この私学教育を充実・発展させるための請願で、市に何がしかの援助、補助を求めているわけなのですが、それがこのお子さん方一人一人にどのように反映されるのか、また特にこの経済面で困っているお子さん方にどのように反映されるのかということをお聞かせ願いたいと思いました。

よろしく願いいたします。

委員長：参考人。

参考人：クラスの定員については40人ということで、それを超えないような範囲で、クラス分けをしております。

それからアルバイトについて、原則的に禁止というのは学業専念という、学業・クラブ専念ということで禁止をしていますが、どうしてもという場合については、保護者の申出、本人の申出によって条件を確認しながら許可をしているということで、今年は例年より少ないと思います。

あとは市からの補助については、補足の資料にも載せてありますけれども、大体一関修紅高等学校と一関学院高等学校でその金額の半分ぐらいずつということになります。

それについては経常費補助という考え方なので、それが直接生徒に行くということではなくて、学校の経営の経常費の一部になるということです。

委員長：菅原委員。

菅原委員：その助成金が学校の経営の経常費に入ることなのですが、それぞれの学校では、経済的に困りの生徒に反映させるような、そういう意図というかそういう思いというのはあって、どういように反映させるような努力をなさっているのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：助成金についてはその学校の経常費の補助と、直接生徒に関わる就学支援金的なもの2つあります。

現在、授業料支援については、国の高等学校等就学支援金制度が充実してきておりま

すので、世帯の年収 590 万円以下の方については、授業料は無償になっております。

ですので、学校が特別家庭の経済状況によって、直接的に補助するというものはありません。

岩手県としても、それ以上の年収 590 万円から 620 万円の世帯までは岩手県が補助していますので、年収 620 万円以下の世帯については、大体授業料は無償ということになっております。

市についても、私立学校補助金制度というのがありますので、それについても年収 590 万円以下の世帯については手当てをしてもらっていると思います。

委員長 : 岩淵委員。

岩淵委員 : 御苦労さまでございます。

何点かお聞きしたいのですけれども、まず 1 つは先ほど一関学院高等学校のほうで各学年 4 クラスありますと。

定員が 40 名ということでございましたが、そうすると全体で 1 年生から 3 年生で単純に 480 名の定員になると思うのですが、実際のところ令和 5 年度でいきますと、5 月 1 日現在で 361 名の生徒がいらっしゃるということでございましたが、クラスにばらつきがあるとおっしゃいましたが、1 クラス 30 人以下ぐらいの人数で構成されているものなのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 : 参考人。

参考人 : 1 年生はコースが特進コースの一つしかないもので、それ以外は均等に分けて、2 年生からは各 4 つのコースがありますので希望によってコースが振り分けられていますけれども、希望が均等になることはないもので、その定員内に収まるように面談をしながらコースを決めているという状況です。

委員長 : 岩淵委員。

岩淵委員 : 今回のいただいた請願の趣旨の中に、教育諸条件が 30 人学級とうたわれているところがあるのですけれども、この 30 人学級というのはどういう意味合いがあるのか。

そこをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 : 参考人。

参考人 : 今、少子化の時代でもありますし、クラスについてはいろいろな負担があります。

できるだけクラスの人数も少なければ少ないほど手が届くという、そういう条件もありますので 30 人以下学級であれば、その 40 人よりは手が届くという、そういう部分でもあります。

委員長 : 岩渕委員。

岩渕委員 : 定員 40 名とおっしゃいましたけれども、例えば定員を 30 名にするということを何か
請願の一つとしてということなののでしょうか。

それとも定員については一関学院高等学校というか学校独自で、そこは決められない
ものがあるのでしょうか。

そこをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 : 参考人。

参考人 : 学校独自の定員というのは、各学年 280 名ということになっておりますが、実際にそ
のような人数に届いたことはございませんけれども、この請願の趣旨については 30 人学
級以下にしてくださいということではなくて、その運営費補助の継続、拡充、あとは一
関市の私立高等学校生徒学費補助金の制度を継続するとともに、入学金とか施設設備費
等については補助がないので、そこまで制度を拡充していただきたいという内容です。

委員長 : 岩渕委員。

岩渕委員 : 質問の仕方が悪いのかもしれませんが、現在はばらつきがあるにしても、1 クラス 30
人以下になっているということになるのでしょうか。

定員は 40 人ですけれども、定員割れをしているということになるのでしょうか。

委員長 : 参考人。

参考人 : 30 人以下のクラスもあります。

委員長 : 岩渕委員。

岩渕委員 : 質問を変えます。

先ほど一関学院高等学校のほうで、今アルバイトをされている生徒が 13 人いますと。

経済的に大変厳しい生徒ということで、その 13 人のうち約半分が母子家庭の御家庭の
方だという話だったのですが、こういう生徒に対して一関学院高等学校独自の支援とか
奨学金制度とか、何かそういう支援制度というのはあるのでしょうか。

そこを教えていただきたいと思います。

委員長 : 参考人。

参考人 : そういう制度はないので、家計の苦しい生徒についてはアルバイトはいいですよとい
う、そういう活動を認めているということですよ。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：たまたま現時点で13名の生徒なのでしょうけれども、そこに今、学校独自のそういう制度はないとおっしゃいましたが、何か制度をつくるとかという議論をしているとか、何かこうしようとかああしようとかというところは、実際どういう状況になっているのか、もう一度教えていただきたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：そういう議論は現在はしておりません。

委員長：那須委員。

那須委員：請願の趣旨は私は当初から就学支援が目的かというように思っておりました。

その中で入学金、施設設備費等の部分については制度を新たにつくってくださいということなのかということも一つ確認させてください。

そうした上で、それぞれの学校の入学金が幾らというのは、ここで分かるのか聞いていいものか、施設整備費というものの金額というのは、資料にあったかどうか、もし先生の手元にあるのであればそれを教えていただきたいというところをまず確認させていただきます。

委員長：参考人。

参考人：請願事項の2番目の入学金、施設設備費等の学納金を含めるよう制度をつくってくださいというのは、そのとおりであります。

あと2つ目、一関学院高等学校と一関修紅高等学校の入学金と施設設備費の金額は同じで、入学金が8万円、施設設備費が6万円ということになります。

合わせて14万円が入学時にかかる費用になります。

委員長：那須委員。

那須委員：市に対する補助金交付の対象の継続・拡充という意味で、あくまでも就学支援ということであればというような気がするのですが、今、具体的に金額をお聞きしましたからですけれども、就学支援のほうを重点的に例えば14万円ぐらい拡充になれば、その部分は十分なわけですね。

ただ、まだまだ就学支援というものが足りないから就学支援の増額・継続も含め新たに入学金とか施設設備費というような考えなのか、考え方をちょっと教えていただければと思います。

委員長：参考人。

参考人 : 今、那須委員が言ったとおりであります。

委員長 : 千葉信吉委員。

千葉(信)委員: どうもお疲れさまでございます。

一関学院高等学校の例の案件となっていたプレハブの関係ですけれども、その後どうなっているのですか。

プレハブはそのままの状態なのか、震災ですごく傷みましたよね。

プレハブで授業をしていたという話も聞いたことがあって、あのときもちょっと私学助成の中でそういう話題になっていて、今現在どうなっているのかということもちょっとお知らせいただきたいと思います。

委員長 : 参考人。

参考人 : 今はプレハブの校舎はありません。

鉄筋の校舎で授業をしています。

委員長 : 千葉信吉委員。

千葉(信)委員: そのプレハブの関係は手だてとしては施設設備費のほうは自助努力の中で改善されたという理解でよろしいのでしょうか。

委員長 : 参考人。

参考人 : そのとおりです。

委員長 : 千葉信吉委員。

千葉(信)委員: 手だてというのは生徒の親御さんというか、保護者の方からの臨時の何ていうか納めたお金の中でやりくりしたということか、それとも補助をいただいた中で、運営費補助、この間私学助成する中で、授業料はほとんど無償化になっている状況だと理解しているのですけれども、施設運営費が幾らかでも助成はされていると思うのですが、それも一つの手だてになっているという理解でよろしいのでしょうか。

委員長 : 参考人。

参考人 : 学校の収入についてはその補助金と納付金になっているので、別々に財布を分けているわけではないので、その学校の収入の中から支出したということです。

委員長 : 千葉信吉委員。

千葉(信)委員: そうするとこの私学助成によって、その手だてが幾らかでもされているということで、そのプレハブが何年ぐらい続いたのでしょうか、今は直ったと言いましたけれども。

やはり、この請願をすることによっての一助にはなっているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

委員長 : 参考人。

参考人 : そのとおりです。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、参考人に対する質疑を終わります。

千葉宏文さん、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

委員長 : 休憩します。

(休憩 15:29~15:34)

委員長 : 再開いたします。

請願第2号について意見交換を行います。

各委員より御意見の発表をお願いいたします。

那須委員からお願いします。

那須委員: 私からでございます。

先ほど来た千葉宏文先生にもいろいろ質問しておりましたが、請願事項の中にある入学金の分、あとは施設整備費等の部分の制度の拡充というところをちょっと気になっておりましたが、いずれあくまでも趣旨としては、私は、就学支援という感覚で、この請願を受け止めております。

そういった中でお話をさせていただきますと、市内の私立高校に対しての就学助成については、市としても考えるべきだ、取り組むべきだというように思っておりますので、請願の趣旨については理解するという立場で、発言をさせていただきます。

委員長 : 門馬委員。

門馬委員: 那須委員と同じように就学支援ということで、個人に対する就学支援ではないですが、

通常の施設の整備とか、そういった面で学生の支出の分を負担していただいているという面もあるというように思いますので、私も那須委員と同じようにこの請願についてはこのとおり受けていいというように思います。

委員長　：岩淵委員。

岩淵委員：私立の、特に高校に対しての授業料は国の制度の拡充で、授業料はゼロに、無償化になりました。

その分で各御家庭の負担はかなり少なくなったのだらうと思います。

一関市も、例えば請願事項3つある中の1番目の中の運営費補助、これは私立学校運営費補助金ということで、令和5年度の予算は、648万1,000円を予算化してしまして、全額が高校分ではないですけども、それぞれの高校に、毎年、この補助金は行っていますので、市としてもこれは継続していく、やめると言っていないので、私としてもこれは当然継続していくべきものと思いますし、今制度があるということでこれはいいと思います。

2ですけども、私立高等学校生徒学費補助金交付制度を継続するとともに、その交付対象としての入学金と施設設備費等の学納金を含めるようにしてくださいと言っていますが、実際に教育委員会でやっている施策の中に一関市私立高等学校生徒学費補助金というのがあります。

令和5年度の予算は、13万9,000円です。

これは私立の高等学校の学費、授業料がゼロになる前までは、当然もうちょっと額が大きかったのです。

国の高等学校等就学支援金ができて、それを使えるようになったその途端に市としては、制度はあるものの支給金額が13万円程度になりました。

これは市内に在住していて、私立の高等学校に通う生徒に対しての補助金なのです。

前までは結構市としては補助していたのですけれども、そのお金を確保して請願で言われている入学金、先ほど御回答がありましたけれども、入学金は8万円、それから施設設備費が6万円、合わせて入学時は14万円支払うのです。

ちなみに公立の高等学校の入学金は、6,000円弱ぐらいなのです。

そこに確かに差はあります。

この14万円掛ける生徒数、先ほど一関学院高等学校は361人、一関修紅高等学校の生徒さんは416人、これを掛け算したらすごい金額になります。

我々は確かにそれが必要なのかもしれませんが、これぐらいの予算を市として令和6年度確保してね、令和7年度も確保してねというのを議会として言い続けるのかというあたりをちょっと議論しないと、何か精神論で、これいいねというだけでは私は進まないと思うのです。

そここのところもきちんと議論して、精査していく。

ただし、困っている人がいるので、例えば収入で制限をつけたり、所得制限をつけて、先ほど母子家庭のお話がありましたけれども、そういう方々のためにこういう制度をやっていきましようとか、こういうのをやってくれという部分から始めていく。

そういうことが私は大事ではないかと思えます。

それから3番目の私学助成をさらに充実させるという意見については、私はこれは賛成します。

これは当然、理解も、とにかく私立の高等学校はその特色を持って、それなりの建学の精神を持って、大きくは公立の学校教育と私立の学校教育、この2本柱で日本はずっとやってきましたので、応援していくことは非常に大事だと思いますので、そこは私は賛成します。

繰り返しになりますけれども、2番目のところは、もし請願を通した場合に議会として、そこは責任を持って、最後まできちんと対峙してやっていくという、そのぐらいの覚悟がないと、ここはこの言葉どおりにはなかなかいかないのではないかと思います。

以上です。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：請願に対しては、賛成していきたいと思えます。

様々な手だてがなされているというのも、今日までのこういった取組の成果だと思いますので、さらに私学の充実を図るためにも必要なことだと思いますので賛成します。

以上です。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：私は皆さんの意見と同じように、趣旨は妥当だというように判断をします。

岩淵優委員みたいに、注文をつけるというのも大事ですけれども、まずこの趣旨そのものが、今の教育、子供たちの教育を考えた場合、東京都も高校生の教育費を全部無償にしますという知事の発表等もありました。

やはり、生活の便利なところに、親世帯がどんどん集中していくようなことでは困るというように思いますし、岩手県でも立派な子育てができるのだというのを示す意味においても、私は通したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私の意見も、やはりこの地域で、この2つの私立の高等学校が、地域の子供たちを十分に教育していただいているというような思いを持っております。

その中で、公立の高等学校に通っている生徒、そして私立の高等学校2校に通っている生徒に、経済的な負担の差があることは、以前から重々分かっておりました。

そして、それが令和2年度から国や県が就学支援金を出して実質無料になっているということに関してはいいのですが、やはり今度は私立学校の経営そのものが、やはり全然公立と比べて、修繕しなければならないとかそういった施設面とかで、大変だということで、そうすると実際に子供たちにしわ寄せが行くと思うのです。

行っていると思うのです。

だからそこを是正するためにも、この請願は妥当と感じております。

以上です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：一関市に同じように生まれて育ったというか、子供たちが平等に学習する権利があると思いますので、ぜひこの制度、一関市からの補助というのを続けていただければと思います。

賛成します。

委員長：ただいま各委員より御意見の発表をいただきました。

この請願に対しましては、請願を採択すべきという意見が全員というように捉えております。

けれども、その請願事項についての御意見の提起もありましたので、それらを踏まえ、皆様と意見交換を行いたいと思います。

休憩いたします。

(休憩 15:45～15:46)

委員長：再開いたします。

そのほか、御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、意見交換を終わります。

お諮りいたします。

採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、これより採決を行います。

請願第2号、私学教育を充実・発展させるための請願を採択することに賛成者の挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長：挙手満場です。

よって、請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

ただいまの審査の報告については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定いたしました。
請願は採択すべきものと決定いたしましたので、お諮りいたします。
会議規則第14条第2項の規定に基づき、当委員会から意見書案を発議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、意見書案を当委員会から発議することといたします。
発委案の作成について、協議を行います。
岩渕委員。

岩渕委員 : 意見書ですけれども、前回も提出しています。
もうちょっと学校運営のところに力点を置いた内容にしたほうがいいのではないかと
思いますので、御配慮よろしく願います。
全国のほかの議会からたくさんの意見書が出ています。
全国の状況を見ると、コロナ禍、物価高騰、背景などが大きく変わっていますので、
そういうところを踏まえつつ、何とというか学校経営のところをしっかりと私学教育への
助成制度の充実強化をすべきだという意見書がたくさん出ているのです。
全国の例なども参考にさせていただいて、もうちょっと生徒がどうのこうのではなくて、
学校経営のほうをどうぞよろしく願います。
全国の議会からたくさんの意見書があります。

委員長 : ただいま、岩渕委員から意見書案についての御意見を頂戴しました。
そのほか、御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で、発委案についての協議を終わります。
お諮りします。
発委案の内容については正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、そのように取り計らいます。
以上で、請願第2号、私学教育を充実・発展させるための請願の審査を終わります。
そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

佐藤委員。

佐藤委員：総務常任委員会で、一関市子ども健全育成プランの説明があったということなのですが、けれども、放課後児童クラブなど、教育民生常任委員会も関わる場所が随分あると思っていました。

その辺のところはどうなのでしょう。

委員長：休憩します。

(休憩 16:00～16:05)

委員長：再開します。

佐藤委員からいただきました御意見に関しましては、教育民生常任委員会としても調査が必要というように思っておりますので、ほかの常任委員会と連携して取り組んでみたいと思っております。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で本日の案件は終了しました。

これを持ちまして委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午後 4 時 6 分 終了)